

子ども・子育て支援活動計画の策定に関する指針

一 子ども・子育て支援活動計画策定の目的

県では、平成18年9月に「子ども・子育て支援条例」を制定し、子どもが大切にされ、安心して子育てすることができる社会づくりを進めています。条例では、子どもの育ちや子育てを支援する活動を行う団体（子ども・子育て支援活動団体）や、事業者団体は、子ども・子育て支援活動計画（以下「本計画」という。）を策定して知事に提出することができるかとされています。

子ども・子育て支援活動団体は、子育てを社会全体で支える取組の一端を担っており、活動を進める上で他の団体などとの連携を図ることができれば、相互に協力したり補完したりしながら、より効果的に活動できるようになります。また、行政としても、団体の考えや活動状況を的確に知ることができ、可能な協力をタイミング良く行っていくことができるようになります。

事業者団体は、少子化が地域経済に与える影響を念頭に、事業者が仕事と家庭の両立支援や、働き方の見直しに取り組もうとしている中で、適切な情報提供を行ったり、相談に応じたりといった役割が期待されることから、行政と連携しながらこうした事業者の取組を支援し、本県における労働環境を子育てしやすいものに変えていくことが求められています。

本計画を受理された子ども・子育て支援活動団体及び事業者団体（以下「各団体」という。）は、県とともに子どもや子育てに関する施策の実施にご協力いただきます。

二 指針の役割

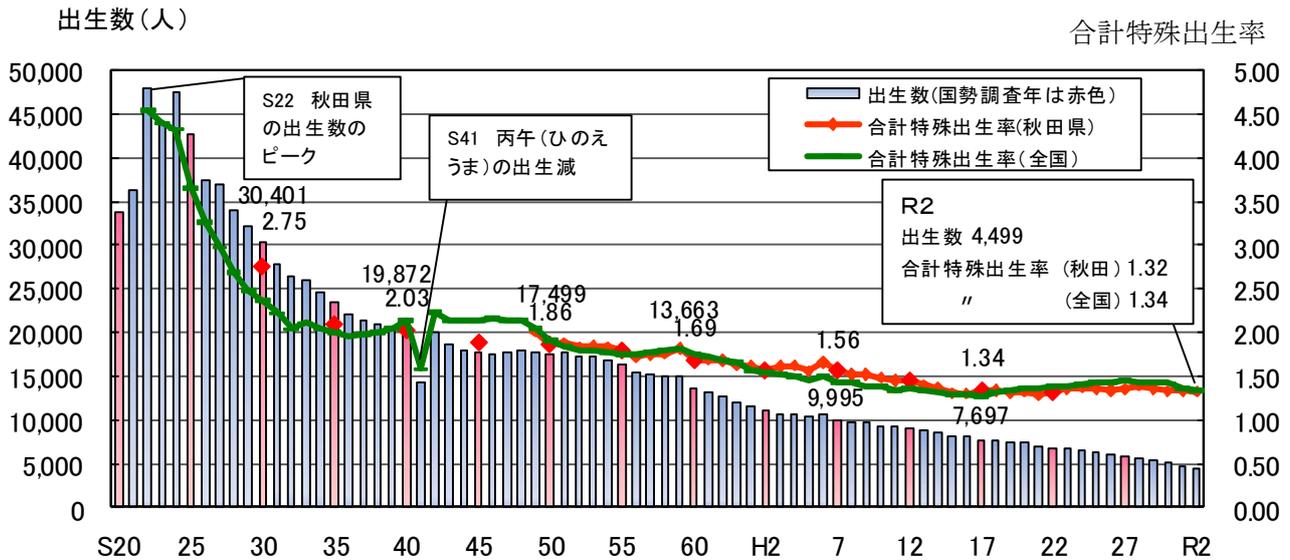
この指針は、本計画を策定する上での子ども・子育て支援活動の基本となる考え方や取組の具体例等を示すものです。各団体の自由な考えやアイデアに基づく取組が円滑に実施できるよう、県としてもできる限り支援してまいります。

三 子ども・子育て支援を取り巻く状況

1 出生数・合計特殊出生率

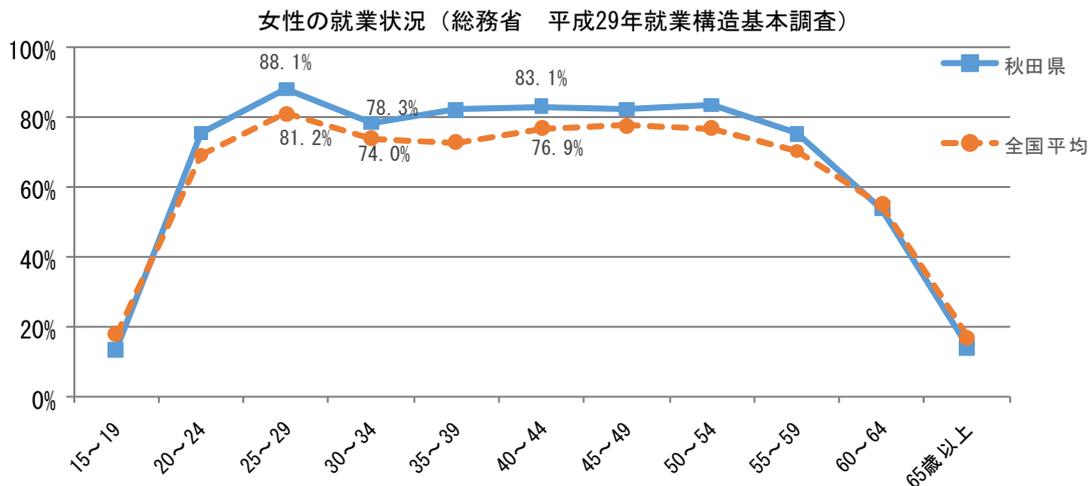
本県の出生数は、戦後の第1次ベビーブーム期（昭和22～24年）の約4万8千人をピークに減少が続き、令和2年には4,499人まで減少しています。

また、合計特殊出生率（一人の女性が生涯に生む子どもの数を示す指標）も低下傾向となっており、平成14年からは1.3台で推移し、令和2年には1.32となっています。



2 女性の就業状況（有業者の割合）

平成29年就業構造基本調査によると、本県における20歳から59歳までの女性の有業率は7割を超え、全国的にみても比較的高い状況です。



3 就学前の子どもの状況

平成27年度から子ども・子育て支援新制度が始まり、幼稚園や保育所から新設された幼保連携型認定こども園に移行する施設の増加とともに、幼保連携型認定こども園に入所する児童が年々増加し、平成30年度の3歳以上の入所児童全体に占める割合は33%となっています。

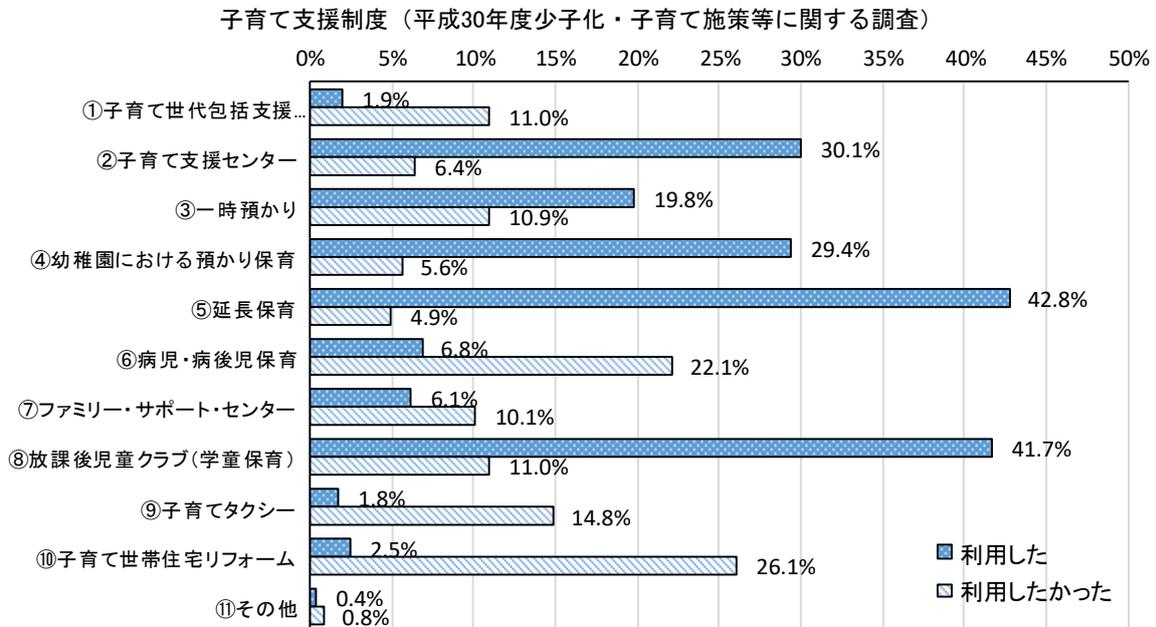
平成30年度の施設への入所率を年齢別で見ると、0歳では29%ですが、1歳で70%を超え、4歳以上では99%とほぼ全員が入所となっています。

また、平成26年度との比較では1～2歳で入所率が増加しており、特に1歳では14ポイント増の72%となっています。

なお、就学前の子どもの数は年々減少しているものの、施設への入所率は平成26年度の76%から平成30年度には80%まで上昇しています。

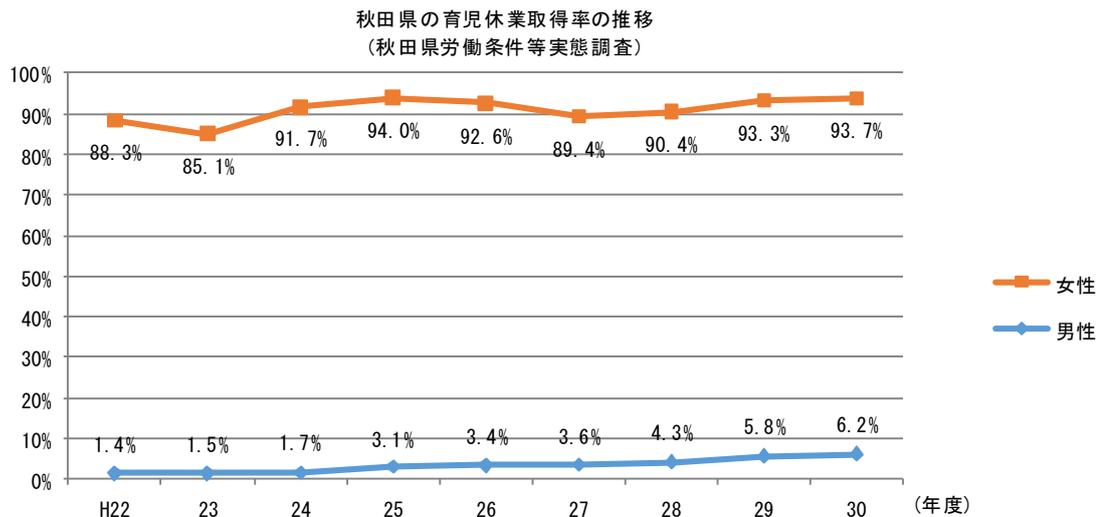
4 子育て支援制度の利用状況

本県における主な子育て支援制度の利用状況については、実際に利用した制度の中では「延長保育」が42.8%と最も割合が高くなっています。利用しなかった（利用してみたい）制度では「子育て世帯住宅リフォーム」が26.1%と最も高くなっており、続いて「病児・病後児保育」が22.1%となっています。



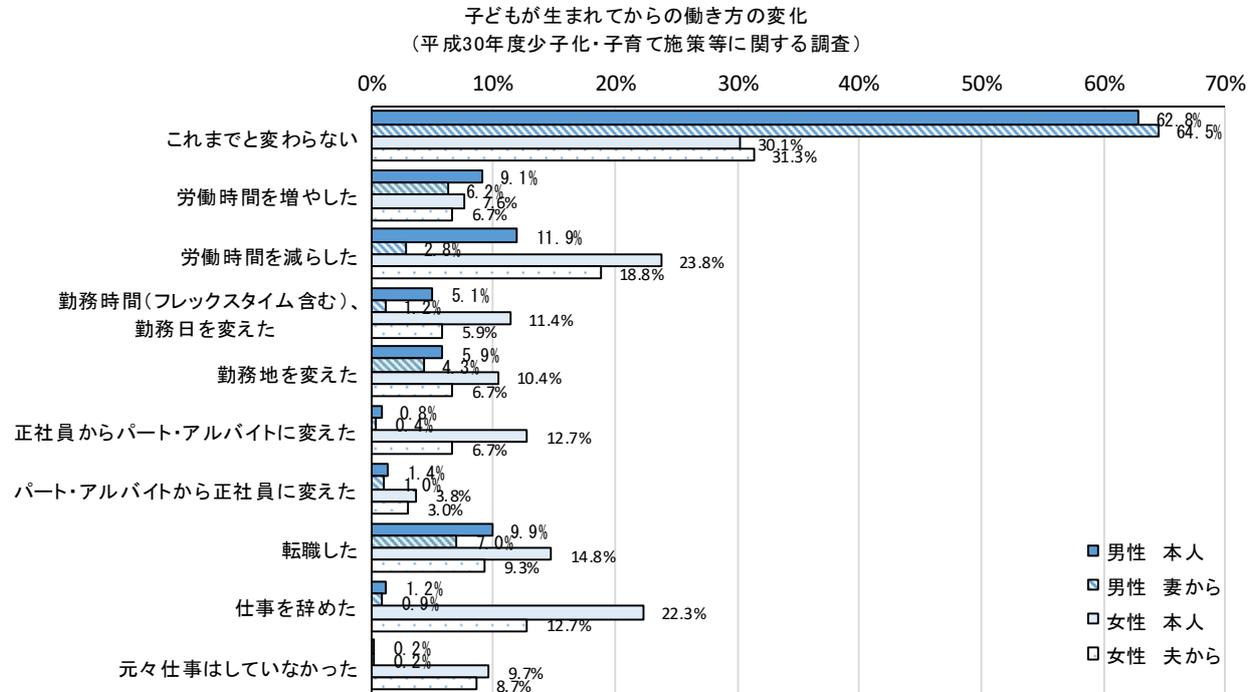
5 育児休業取得率

育児休業取得率は、女性が概ね9割前後であるのに対し、男性は1割にも満たない状況となっているものの、男性の取得率も微増傾向を示しています。



6 子どもが生まれてからの働き方の変化

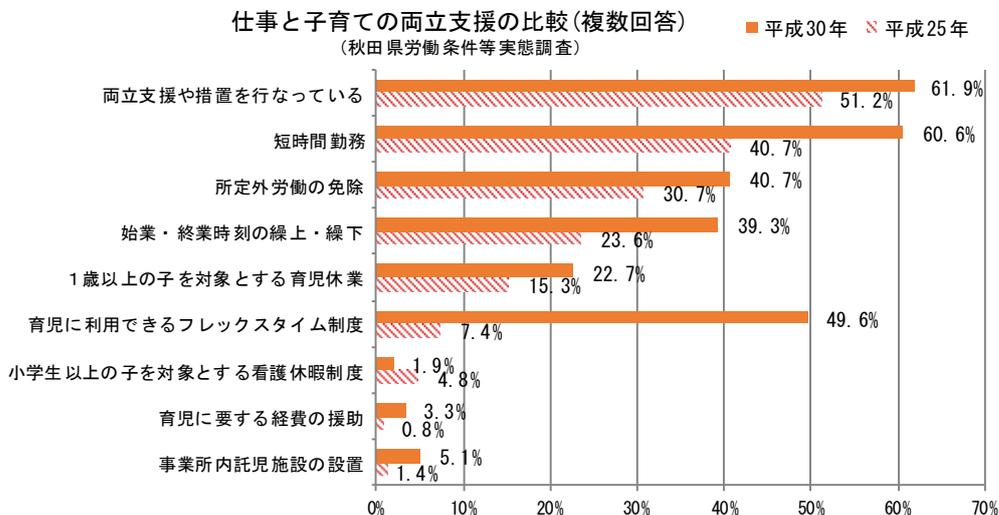
男性の働き方については、「男性本人」及び「妻から」の意見ともに「これまでと変わらない」の割合が、それぞれ62.8%、64.5%と最も高くなっています。女性の働き方についても「これまでと変わらない」の割合が最も高いものの、男性に比べ半分程度となっています。



7 企業における仕事と子育ての両立支援の状況

企業における従業員の仕事と子育ての両立支援（以下「両立支援」という。）や措置を行っている状況について、平成25年と平成30年を比較すると「行っている」とする事業者の割合が増加しています。

その内容は、「短時間勤務」、「育児に利用できるフレックスタイム制度」、「所定外労働の免除」など、勤務時間の調整に関する取組が高い割合を占めています。



四 子ども・子育て支援活動の基本となる考え方

1 保護者が子育ての誇りや喜びを感じることができる支援を行うこと

子育てについて、最も重い責任は、もちろん親等の保護者にありますが、子育てを取り巻く環境の変化により、親等の保護者が子育てに負担感を感じがちなのも現実です。家庭、地域、職域などあらゆる場面で子育ての支援に携わる方々（以下「子育て支援者」という。）が側面から支えることで、子育ての負担の軽減を図り、保護者が子育ての責任を全うできるようにすることが子ども・子育て支援の目的です。

子育ては本来、誇りや喜びを感じるものですが、不安や負担感が大きいと、なかなかそう思えないこともあります。そのことを理解した上で、子どもや保護者がより安らぎや幸せを感じることができるようにするにはどうしたらいいかという視点で活動することが重要です。

2 子どもの視点を大切にすること

平成6年に批准された「子どもの権利条約」では、子どもにかかわる全ての活動について、子どもに影響を与えるあらゆる状況、あらゆる決定において、可能性のある様々な解決策を検討し、子どもの利益を正当に重視することが求められています。

こうした考え方は、子どもの育ちを支援しようとする活動はもちろんのこと、保護者に対する活動においても留意する必要があります。

例えば、事業者（会社）にとって従業員は大切な存在ですが、子どもにとっても大切な保護者です。事業者が両立支援に取り組むにあたっては、保護者に対する支援はもちろんですが、同時に子どもにとっても良いことなのかを常に考慮することが大切です。

3 長期的な視点に立ち、相互の連携を図ること

子ども・子育て支援は、子どもが小さい時だけ必要なものではありません。子どもが自立していくまでには長い時間が必要で、その間周囲の大人がいかに支えていくかは、社会が複雑化した現代では大変重要な問題であり、長期的な視点に立った支援が必要とされています。

事業者にとっても、子どもたちは近い将来、社会を支えていく存在ですので、両立支援は良い人材の採用・定着を図るための中・長期的な戦略であり、投資であるともいえます。

また、子ども・子育て支援に関する広範な課題に対応するには、関係者が相互に連携し、補完したり協力したりできる体制づくりを進めることが重要です。

4 個人の意思を尊重すること

結婚や出産、子育ては、あくまでも個人の自由な意思に基づくものです。

このため、子ども・子育て支援や両立支援を行うことが結婚や子育ての押しつけに感じられたり、プレッシャーとなったりしないよう、「もうしばらく結婚はしない」という判断や、「当分は子どもをもうけない」という考え方も尊重しなければなりません。

五 本計画に盛り込む内容

1 本計画の期間

本計画は、社会環境の変化や保護者のニーズ等を踏まえて策定される必要があり、計画期間内において、一定の目標が達成されることが望ましいことから、計画期間については、各団体の実情に応じて、子ども・子育て支援や両立支援を効果的かつ適切に実施することができる期間とすることが必要であり、概ね2年間から5年間までの計画期間として策定することが望ましいと考えます。

2 本計画の内容

(1) 子ども・子育て支援活動団体

子ども・子育て支援活動団体は、その実情に応じて実施しようとする活動の具体的な取組の内容を、六の2に掲げる様式の計画書により定める必要があります。その内容は、団体の自由な考えやアイデアに基づくものになりますが、取組の大まかな類型を以下に示しますので、これを参考にしながら、独創的で効果的な取組を実施してください。

【取組例】

- ア 少子化や子育て、子どもの権利等についての学習機会の提供
 - ・子育てセミナーや講演会等の開催
 - ・子育てに関する各種勉強会の開催
 - ・学習資料等の提供
- イ 子どもの遊びや体験活動の支援
 - ・読み聞かせや体育遊びの実践
 - ・児童劇や紙芝居などの実演
 - ・遊びの指導者等の派遣
- ウ 育児相談や話し相手になる活動
 - ・子育て相談やカウンセリングの実施
 - ・専門的相談や支援事業の実施
- エ 交流の場づくり
 - ・親子の交流・体験活動やイベントの実施
 - ・妊娠・出産・育児中のママの交流会の開催
 - ・子どもの居場所づくりの実施
- オ 子育て支援に必要な情報の提供
 - ・子育て情報誌等の発行
 - ・子育てに関する情報を提供するホームページの運営
- カ 一時預かり等の機会の提供
 - ・託児の実施
 - ・保育所等の送迎支援の実施
- キ 子育て支援者に対する学習機会の提供
 - ・子育て支援者向けの勉強会やセミナー等の開催

- ク 子どもの安全・安心の確保
 - ・食の安全、アレルギーについての勉強会やセミナーの開催
 - ・子どもの権利についての勉強会やセミナー等の開催
- ケ 子育てに関する課題や問題の解決
 - ・調査・研究活動の実施
- コ 子ども・子育て支援活動に取り組もうとするサークル・団体等に対する支援
 - ・子ども・子育て支援活動の具体的な取組や優良事例などの情報の提供
 - ・子ども・子育て支援活動の実施に関する勉強会やセミナー等の開催
 - ・子ども・子育て支援活動団体の設立に向けた助言・指導

(2) 事業者団体

事業者団体は、自らの構成員を対象として実施する子ども・子育て支援活動に関する取組の内容を六の2に掲げる様式の計画書により定める必要があります。その内容は、事業者が実施する雇用環境の整備に関する啓発や支援等になります。ここでいう「雇用環境の整備」とは、子育てを行う従業員等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための職場づくりや、働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備などになりますが、取組の大まかな類型を以下に示しますので、これを参考にしながら、独創的で効果的な取組を実施してください。

【取組例】

- ア 雇用環境の整備に向けたニーズの収集
 - ・事業者の雇用環境の現状や改善に向けた意識調査の実施
 - ・雇用環境の整備に向けた事業者との意見交換会
- イ 雇用環境の整備に関する情報提供
 - ・事業者に対する雇用環境の整備に関する情報の提供
 - ・行政なども含めた、関係者の情報交換の場づくり
- ウ 雇用環境の整備に関する学習機会の提供
 - ・雇用環境の現状を踏まえた対策、制度等に関する講習会やセミナーの開催
- エ 取組の促進に向けた周知・啓発
 - ・事業者の両立支援や雇用環境改善に向けた取組を紹介する広報誌の作成・配付

六 その他

1 本計画の提出先

本計画の提出先は、全県域を活動対象とする場合はあきた未来創造部次世代・女性活躍支援課に、その他の場合は主な活動地域を管轄する地域振興局福祉環境部とします。

2 本計画の様式

本計画の策定は、別紙様式の子ども・子育て支援活動計画書によるものとします。

様式

子ども・子育て支援活動計画書

年 月 日

(あて先)秋田県知事

団体名
代表者名

秋田県子ども・子育て支援条例第19条第1項の規定に基づき、子ども・子育て支援活動計画を提出します。

区分(どちらかに○)	子ども・子育て支援活動団体 / 事業者団体		
団体名称		代表者 (職・氏名)	
設立年月日		会員数	
連絡先	住所 :		
※住所、電話番号は必須。FAX、E-mailはありましたら記載願います。	電話番号 :		FAX :
	メール :		
団体の活動概要			
主な活動場所 (地域等)			
計画期間	年 月 日 ~ 年 月 日		
計画期間における子ども・子育て支援の実施内容			
備考			